

[事案 2022-216] 失効取消請求

・令和5年5月26日 和解成立

※本事案の申立人は、契約者および死亡保険金受取人である法人の破産管財人である。

<事案の概要>

保険会社の対応遅延等を理由に、失効の取消しおよび死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年3月に契約者を法人として契約した定期保険について、令和3年10月分の保険料が支払われなかったため同年12月に失効し（その数日後、契約者の代表取締役であった被保険者が死亡し、さらにその数日後、契約者の破産手続が開始され、破産管財人に申立人が就任）、失効取消期限は令和4年1月であったが、期限までに保険料が支払われなかったため、本契約の失効が確定した。しかし、以下の理由により、失効を取り消して死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社が契約者宛に発送した失効取消制度の案内が、自分の手元に到着したのは失効取消期限後であった。
- (2) 破産管財人就任後、保険会社に対して電話および書面で速やかに契約内容を照会したが、回答が届いたのは失効取消期限後であり、回答内容も失効取消制度に関する案内はなく、解約の案内のみが届いた。保険会社から速やかに回答があれば、適切に処理を行い、破産財団を増加させることが可能であったが、保険会社は失効取消を不可とさせるために、意図的に回答を遅らせた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、契約者に対して未払保険料の支払いを依頼し、失効についても適切に予告している。
- (2) 申立人からの電話照会では、解約についてのみ言及していたので、失効取消制度の案内をせずに、解約の案内を送付した。
- (3) 申立人への回答が失効取消期限後となったのは、決して意図したものではなく、関連部門への照会・確認が必要であることや、年末年始を挟んだこと、申立人の電話により解約の意向を把握しており、解約返戻金もない契約であるため至急対応の対象外となったこと等が理由である。営業日数で数えれば、書面受付日から8営業日程度で回答している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。